

## 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」

### 和歌山大学における申請方法

#### 1 支援対象

『学生等の学びを継続する緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）（以下、「申請の手引き」とする。）4 ページ目に記載の対象者

※申請の手引きは文部科学省ホームページよりダウンロードしてください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html)

#### 2 申請方法

申請の手引き 4 ページ目の 1. 2. 3 のうち、1 に該当する場合、本人からの申込は不要です。（別途意向調査を行います。） 2. 3 に該当する場合、以下の方法に則って申請してください。

- ① 教育サポートシステムの掲示板から、申請書類をダウンロードする。

※本学用の申請書であるため、必ず教育サポートシステムからダウンロードしてください。（学外の HP 等からダウンロードしないでください。）

- ② 以下書類を持参又は郵送により、学生支援課まで提出する。

- ・【様式 1】学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書
- ・【様式 2】学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書
- ・添付書類（申請の手引き 6 ページ参照）

**【書類提出期限】 令和 4 年 1 月 7 日（金） 17：00（郵送の場合は必着）**

**【書類提出先】 〒640-8510 和歌山市栄谷 930**

**和歌山大学 学生支援課**

#### 3 結果通知

個別の結果通知はありません。

学生からの申請後、本学から日本学生支援機構へ令和 4 年 1 月 21 日（金）までに推薦を行い、その後日本学生支援機構により、順次振込手続きが行われますので、振込先口座通帳の記帳等でご確認いただくようお願いします。

#### 4 注意点

- ・偽りその他不正の手段により「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を受給することは、あるまじき行為であり、返金を求められることになります。
- ・申請に関し証明書類のない部分や、申告内容・提出書類等に疑義が生じた場合については、必要に応じ、個別に確認することがあります。
- ・申請の手引き 4 ページ目の 1 に該当する場合は、上記の申請を行うことはできません。誤って申請された場合、申請を受け付けませんのであらかじめご了承ください。
- ・申請の手引き 4 ページ目の 2. ⑤の項目について、要件を満たない場合でも、支援対象となる場合がありますので、申請をお勧めします。
- ・振込先口座について、必ず本人名義の口座としてください。海外送金はできません。